

ベンジャミン・フランクリンの植民地連合案

片山文雄*

The Plans of Colonial Union of Benjamin Franklin

Fumio KATAYAMA

Abstract

Benjamin Franklin, one of the founding fathers of the U.S.A., tried to establish a union of thirteen British colonies for common defense against French attack and appropriate regulation of Indian trades.

In 1754, at the Albany conference, Franklin and other members from several colonies made “The Albany plan of union”. The plan had three main features: (1) The union was to have sovereign power over all independent colonies in the field of common defense and Indian affairs, (2) The power of union was to be based on democratic participation and consent of the people, (3) The union was to stand on an equal footing with the mother country, Britain. By creating this plan of union, Franklin wanted to simplify and “rationalize” colonial politics which he considered too complicated.

But neither British parliament nor the assemblies of all of the colonies adopted this plan. Colonial assemblies disliked the advent of the superior power, and the British government disliked the rapid growth of the colonial union power. Even so, this plan of union offers some clues to Franklin’s political and social views, and had influence on the members who made the “Articles of Confederation and Perpetual Union” and the “Constitution of the United States.”

目次

1. はじめに
2. フランクリンの植民地連合案
 - 2-1. バーカーへの手紙（ケネディのパンフレットへのコメント）
 - 2-1-1. ケネディのパンフレット
 - 2-1-2. フランクリンによるコメント
 - 2-2. 「連合か死か」
 - 2-3. 「北部植民地の連合案についての短いヒント（ショート・ヒント）」
 - 2-3-1. 背景
 - 2-3-2. 「ショート・ヒント」
 - 2-4. 「オルバニー連合案」
 - 2-5. 「オルバニー連合案の理由と動機」
3. 植民地連合案の失敗
 - 3-1. 「オルバニー連合案」の否定
 - 3-2. 奇妙な回顧
4. おわりに

1. はじめに

1 ベンジャミン・フランクリン Benjamin Franklin (1706-1790) は、あえて一言で表現するならば、植民地期から建国期にかけてのアメリカ社会の改革者である。

フランクリンはペンシルヴェニア植民地を主な舞台として、さまざまな自発的結社を組織し、社会の課題を一つ一つ解決していった。フランクリンが中心となり生み出した結社は、道路舗装のための組合から、病院、図書館、大学、さらには民兵組織¹にまで及ぶ。

フランクリンはさらに政治家・外交官として、ペンシルヴェニア政治に、そして独立から建国に向けたアメリカ植民地全体の政治に深く関わった。しかし、自発的結社の活動と政治活動とはその性格を異にする。後者には、前者では必ずしも顕在化しない、強制力としての政治権力という要素が不可避免的に含まれるからである。フランクリンは政治権力をどのようにみていたのだろうか。

2 独立以前、北アメリカのイギリス植民地において、政治権力はきわめて複雑な様相を呈していた。

まずイギリス本国の王 King と議会 Parliament (名譽革命以後はとくに「議会の中の王」) の権力が働いていた。各植民地の内部には、本国の意を汲むべき総督 Governor, 参事会 Council などの権力が一方に存在した。他方には、それにしばしば対抗する、住民代表たる植民地議会 Assembly の権力が存在した。カウンティやタウンなどでの地域の権力者たちも無視できない存在であった。

ペンシルヴェニア植民地などの領主植民地においてはさらに、王から私的に権利を得た領主 Proprietor がおり、総督や参事会を指揮して権力を振るった。

これら政治権力は複雑に入り組んだ関係をなしており、ときには連携に失敗し、ときには厳しく対立した。さらに決定的なことに、このように錯綜した権力関係が、十三のイギリス植民地それぞれに、異なるかたちで、並存していた。すべての植民地政府、すべての植民地人を包括的に統制しようような政治権力は、実質的には、存在しなかった。

3 この錯綜した状況を、しかし、植民地人たちは必ずしも忌避しなかった。というよりもむしろ当然視

し、自分の都合に合わせて政治権力を利用したり、その網の目を潜り抜けようとした。また各植民地単位での自治を成長させもした。そして、本国がこの錯綜し緩んだ権力を立て直し、重商主義政策に基づいて、植民地全体に対する統制を強化しようと試みたこと——いわゆる「有益なる怠慢」を終わらせたこと——が大きなきっかけとなって、植民地人たちは独立へと舵を切るのである。

4 フランクリンもまた、この権力状況を利用し、またはその間隙を潜り抜けながら、ペンシルヴェニア植民地とくにフィラデルフィアを主な舞台として、様々な自発的結社を組織し活躍した。その活動自体が、権力状況をいっそう複雑にするものでもあった(とくに民兵組織の場合)。

しかし他方でフランクリンは、強力な政治権力を打ち立てることで、混沌とした権力関係をシンプルに合理化しようという意志をも抱いていた。1754年の「オルバニー連合案」は、つとに指摘されているように²、のちの連合規約そして合衆国憲法へと続くアメリカにおける連合プロジェクトの注目すべき一里塚であることに加え、このようなフランクリンの、権力の「合理化」のための苦闘の一例でもあった³。

本稿では、フランクリンの政治権力観という大きな課題の検討に向けた準備作業の一環として、フランクリンのいくつかの植民地連合案に注目し、その成立過程と特質について若干の整理を試みたい。

² 参照、齋藤眞「オルバニー連合案」『原典アメリカ史 1』(岩波書店、1950年)所収。同『アメリカ革命史研究 自由と統合』(東京大学出版会、1992年)、とくに4「植民地時代における連合の系譜 一対外緊張と対内統合一」、6「一三共和国とその連合 一共和体制と連合体制一」、8「連合から連邦へ 一合衆国憲法制定一」。清水博「連合規約」『原典アメリカ史 2』(岩波書店、1951年)所収。

アメリカにおける連邦制の思想史の見取り図として、メリル・ジェンセン「アメリカ連邦制度の諸起源」池本幸三訳、『同志社アメリカ研究』3号、1966年、17~56頁がいまなお有用である。

³ フランクリンの連合案は権力集中・権力強化のための結合案であり、主権国家の絶対的権力やナショナリズムの抑制策としての可能性をもった連邦制論とは異なる。後者については、千葉眞『連邦主義とコスモポリタニズム——思想・運動・制度構想』(風行社、2014年)の視野の広い議論が参照されるべきである。

¹ フランクリンの民兵活動については、片山文雄「ベンジャミン・フランクリンの軍事アソシエーション」『法学』(東北大学)72巻、2009年、908~953頁で検討した。

2. フランクリンの植民地連合案

2-1. パーカーへの手紙 (ケネディのパンフレットへのコメント)

2-1-1. ケネディのパンフレット

1 植民地の連合に対するフランクリンの最初の記述は、フランクリンとパートナーシップを結び、ニューヨーク植民地で印刷業を営んでいたジェームズ・パークーへの1751年の手紙に現れる。

フランクリンはパークーからある草稿を受け取り、その発行の是非について打診された。その草稿とは、ニューヨーク植民地の参事会メンバーであるアーチボルト・ケネディが書いたパンフレット『ブリテンの利益のため、インディアンと友好を深め維持することの重要性の考察』であった⁴。

2 ケネディのパンフレットの内容を簡単に整理しておこう (見出しは筆者による。以下同じ)。

(前置き) きわめて良好だったインディアン六部族 six nations⁵ と植民地人の関係は、いま非常に悪化している。イギリス人やオランダ人が交易においてインディアンを騙し搾取し、それが放置されてきたからである。フランスはそれにつけ込んでインディアンと同盟し、交易の利益を奪い、イギリス植民地に危害をもたらそうとしている。いまこそ我々イギリス植民地人が自ら、自身の安全を考えるべき時である。

(採られるべき具体的方策) フランスまたはフラン

スと同盟を結ぶインディアンからの攻撃に備え、戦時には五百人を収容できる要塞をしかるべき場所に設置すること。近所にはインディアンが居留できるブロックハウスを設置すること。各植民地から適当な人数の委員がニューヨーク植民地オルバニーに年一度集合し、要塞設営などの費用を適切に配分し、また未開拓の土地について適切に調整するため議論すること。新たに配分された土地はニューイングランド・スタイルでタウンシップ制を敷くこと。

(インディアン六部族の現状、インディアン関係監督官の設置) インディアンに関してなされるべきことは、まずフランスを悪く印象付ける *under-sell* こと、そして交易においてインディアンに対して公正である *do Justice* ことである。そのために、英国王が任命する一名のインディアン関係監督官 *Superintendent of Indian Affairs* を新たに置き、強い権限をもたせること。監督官は〔ニューヨーク植民地の〕総督・参事会から命令を受け、報告すること。監督官が商人や植民地議会からの横槍を抑え、インディアン六部族との関係を総合的に管理できるようにすること。監督官は年に一度は六部族を訪問し不満をよく聞くこと。鍛冶屋を一部族に一人、通訳見習いの二人とともに送り、便宜を図るとともにインディアンにも英語を学ばせること。こういった公共の役人を交易に関与させないこと。年に一度はインディアンの土地で大市 *grand Fair* を開き、公正価格で売買して交流を深めること、などである。

(植民地間の協力・連合について) 植民地が結合 *join* すれば局面は大きく変わる。名前だけでも植民地連合ができれば、我々の仲間であるインディアンは勇気づけられ、フランスには恐怖が走るだろう。それはフランスの侵略を阻む力になるだろう。

国王陛下はつとに、ニューヨーク植民地に費用と人員の面で協力するよう複数の植民地に命じていたのだが、各植民地議会が命令を無視してきた。イギリス議会はこの王の命令を強制的に実行しなければならぬ。

(採られるべき具体的方策、とくに軍事) 要塞とその武装について、適切に準備すること。

(おわりに) 我々がもっとも恐れるべきことは、古い諺にあるように、「全員の仕事は、誰の仕事でもない (共同責任は無責任) *What's every Body's Business, is no Body's Business*」という意識の蔓延である。すべての植民地人の協力が必要である。「祖国のために死ぬことは甘し *Dulce est pro Patria Mori*」(古代ロー

⁴ Archibald Kennedy, *The Importance of Gaining and Preserving the Friendship of the Indians to the British Interest* (Printed and sold by James Parker, at the new printing-office, in Beaver-Street, 1751). Considered Evans Early American Imprint Collection (<http://quod.lib.umich.edu/e/evans/>) で全文を参照することができる。<http://quod.lib.umich.edu/e/evans/N05302.0001.001/1:3?rgn=div1;view=fulltext>. ケネディとこのパンフレットの概要を知るには Timothy J. Shannon, *Indians and Colonists at the Crossroads of Empire: The Albany Congress of 1754* (Cornell University Press, 2000), pp. 73-74.

⁵ ケネディは「インディアン五部族」とも呼んでいる。グリーンデ&ジョハンセンによれば、六部族とはセネカ、カユーガ、オノンダーガ、オナイダ、モホークそしてタスカローラの六つを指すが、タスカローラは新参の部族であり議決権を持たなかったため、五部族と呼ばれることもあるという。Donald A. Grinde, Jr. & Bruce E. Johansen, *Exemplar of Liberty: Native America and the Evolution of Democracy* (American Indian Studies Center, 1991), p. 269. 邦訳『アメリカ建国とイロコイ民主制』星川淳訳 (みすず書房, 2006), 311 頁。

マの諺)。

2-1-2. フランクリンによるコメント

1 パーカーへの返信において、フランクリンはケネディの草稿に強い賛意を示した⁶。「インディアンとの友好関係を守ることが植民地にとってもっとも重要であるという点につき、この公共精神ある著者に私は同意します。もっとも確実な方策は、インディアンとの交易をきちんと管理することであり、複数の植民地政府を連合させて unite, 強さ Strength をつくり出すことです。フランスと紛争になったときにインディアンからみて頼りになるような、または我々イギリスから離反することをインディアンに躊躇させるような、そんな強さをです。」連合によって強さ、力を生み出すこと。フランクリンが追求した課題が、端的な表現で、すでにここに顔を出している⁷。

しかしフランクリンは「植民地連合は必要ですが、これまでのようなやり方では実現しえないのではないか」という。幾人かの総督は連合を必要と考えているが、植民地議会や住民たちは日頃から総督と対立しており、連合のための新たな負担を嫌うだろう。植民地連合の必要性すらよく理解していないかもしれない。そこで、優れた人材六人ほどを代表としてほかの植民地に送り込み、有力者たちを説得してはどうだろうか

とも提案する⁸。

2 植民地議会や住民の無理解を危惧しつつも、フランクリンはあくまで植民地の自発的な連合を主張する。「イギリス本国議会から押し付けられるよりも、植民地自身が自発的に連合することが望ましいのです。……[その方が]もし何か事情が変われば、または[連合を運営する]経験を積んで必要と分かれば、[連合のかたちを]変更し改善することがより容易ですから。無知な野蛮人たちの六つの国家があのような連合案を形成し、長い間保持され頑丈に見える方式で実現できているのであれば、同様な連合をより必要としており、連合する利益もより大きいはずの十や十二のイギリス植民地に連合がつかれないというのは極めて奇妙な話ではないでしょうか? イギリス植民地の利害関係について[いまさら]共通の理解が必要なはずはないでしょう。」

3 こうして強い意欲を示したのち、フランクリンは、ケネディの提案を超えて、自らの考える植民地連合の統治構造(政体)について具体的に提案してみせる。こうである。

(連合会議)すべての植民地からなる連合会議 a general Council を置く。

(連合総督)イギリス国王が、連合総督 a general Governor を任命する。連合総督は連合議会の議長となり、[連合議会の]立法に同意し追認し、法を執行する。

(連合の権限)インディアン対策と植民地防衛に関するあらゆる事柄は、上記の[連合会議、連合総督の]体制の権限の下に置かれる。

(連合会議の構成員数)連合会議における各植民地

⁶ フランクリンの文書の典拠について。フランクリンの全集 Leonard W. Labaree et al. eds., *The Papers of Benjamin Franklin* Vol. 1-. (Yale University Press, 1969-, 以下 PBF) は 2014 年 10 月現在 41 巻まで刊行中だが、未刊行の部分も含めてインターネット上でデジタル版が公開されている。http://franklinpapers.org/franklin/ 本稿では(『自伝』を除き)基本的にデジタル版を用い、紙版の巻数・ページ数と共にデジタル版の URL を記載する。なおフランクリンの名前は省略する。

To James Parker, March 20. 1751, PBF4, pp. 117-120. http://franklinpapers.org/franklin/framedVolumes.jsp?vol=4&page=117ain

⁷ 「いま、我々は繋がれていないフィラメントのようなもので、力がない。しかし連合すれば、我々は恐ろしいほどの力となるであろう。……そして神もそれを嘉されるだろう。」これはフランクリンが 1747 年に民兵組織設立の呼びかけとして執筆したパンフレット「明白な事実、あるいはフィラデルフィア市とペンシルヴェニア植民地の現状に関する真剣な考察」の一節である。フランクリンの変わらない姿勢、共通するレトリックを見て取ることができる。「Plain Truth: or, Serious Considerations on the Present States of the City of Philadelphia, and Province of Pennsylvania,」 in PBF3, pp. 180-204, p. 202. http://franklinpapers.org/franklin/framedVolumes.jsp?vol=3&page=180a

⁸ テイモシー・シャノンはこのフランクリン案を、人的ネットワークの観点から考察している。シャノンのみどころでは、科学的問題や社会問題などを通じ、個々の植民地の枠を超えて連携しあっている「コスモポリタン」な紳士たちがすでに活躍を始めており(ケネディもその一人である。なお注目すべきことに、彼らの多くはスコットランドやアイルランドなどからの移民であった)、フランクリンはこの紳士ネットワークに期待し、自らその一員となって参加しようとしていた。そして、もしも植民地連合が実現し軌道にのれば、この紳士たちが実権を握り、植民地議会や住民たちのローカルな利害関心を超えた、植民地全体の利害に沿った政治が実現できるとフランクリンは考えていた。フランクリンがやや唐突に提案している「優れた人材六人ほど」というアイディアの背景にはこのような「紳士たち」への期待があった。Shannon, *op. cit.*, p. 103. 説得的である。

代表の人数は、植民地が共通の財務〔国庫〕 Treasury として負担する金額に応じて決定される。

（連合の財務）共通の財務の財源として、全植民地を対象に、度の強い酒類に対して課税する。

（連合会議の開催地）会議の開催地はいくつかの植民地の首都を巡回するようにする。

4 残りの部分でフランクリンはケネディの多様な提案に触れ、総じて高く評価している⁹。「このパンフレットは印刷し発行されるべきでしょう……おそらくいい効果を生むことでしょう。」¹⁰

5 この手紙でもっとも注目すべきは植民地連合の統治構造（政体）案である。すなわち、インディアン専門の監督官を置くというケネディ案を超えて、各植民地に上位する権力組織、いわば「政府」を置く。この「政府」は、イギリス王が任命する総督と、各植民地が選ぶ連合会議からなる（通常の植民地政府の統治構造と異なり、参事院にあたる議院を欠く。その意味で「一院制」的である）。この「政府」は各植民地政府の頭越しに、全植民地人に対する課税権を有する（酒税）。

（現在、植民地政府によって野放図に放置されている）インディアンへの悪質な行為を直接に規制し、（植民地政府によって共同して取り組まれることのない）共同防衛を推進するために、植民地全体を包摂する、強い権力を備えた「政府」を創設すること。これこそ、のちの「ショート・ヒント」、そして「オルバニー連合案」に受け継がれる、フランクリン連合案の中心的主張なのである。

⁹ フランクリンが触れている点は概略以下の通りである。① ケネディの植民地防衛論は的を射ている。インディアンは全員が狩人であり、森に通じていること、ヨーロッパ流の軍事方法は森の中では役に立たないことに留意すべきである。② 私的交易を管理・規制するため公営交易所は有用で、ケネディの提案するインディアン関係監督官はこの監督者に相応しいだろう。③ ペンシルヴェイニア植民地へのドイツ人流入の監視・抑制の主張は非常に正しい。④ インディアンの便宜を図るため鍛冶屋を送り込むというアイデアも優れている。インディアンは一時的利害を重視するが、精神的な利害はあまり考えないから、宣教師より鍛冶屋こそがインディアンに大きな影響を及ぼせるはずである、など。

¹⁰ パーカーはケネディのパンフレットを印刷発行したが、その際にフランクリンのこの手紙を匿名化したうえで Appendix として追加した。

2-2. 「連合か死か」

1 ケネディのパンフレットへのコメントを書いたから三年後、直接的な危機がやってきた。1754年5月9日、フランクリンの発行する新聞『ペンシルヴェイニア・ガゼット』は、オハイオ川分岐点に要塞を建設していたジョージ・ワシントン率いるヴァージニア軍がフランス軍に降伏したと報じた。そこでフランクリンは「ブリテン植民地の、連合できないでいる現状」と「一つの方向性、一つの評議会、一つの財布」の下でまとまっているフランス植民地とを比較し、このままではフランスとインディアンとの連合軍によってイギリスのフロンティア地域は蹂躪されてしまうと読者に訴えた。記事の終りには、あのユーモラスな蛇の風刺画——一匹の蛇の身体が八つに分割され、それぞれの部分に植民地を示す略号が付与されている。絵の下には「連合か死か Join, or Die.」というモットーが大きく印字されている——が掲載された。このニュースと蛇の絵は、ペンシルヴェイニアだけでなく多くの植民地新聞に、独自の修正を施されながら、転載された¹¹。

2-3. 「北部植民地の連合案についての短いヒント（ショート・ヒント）」

2-3-1. 背景

1 イギリス本国政府はかねてより、北アメリカにおけるイギリス人とインディアン（とくにイロクォイ六部族）との関係悪化を危惧していた。

ケネディがパンフレットで示唆していたように、貪欲で不公正な毛皮取引などが野放図に行われ続けたこと、植民地政府が適切な対策を打たないままそれを黙認していることなどから、イギリス人に対するインディアンの不満は高まっており、ついには協力関係の断絶を求めてきていた。

また植民地におけるフランスとの緊張も高まっていた。ニューヨークなどの中部植民地、またヴァージニアなどの南部植民地が西部の未開拓地域に手を伸ばしていけば、すでにオハイオ川流域を中心に勢力を確保していたフランスと衝突するのは当然であった。

インディアンの協力なしでフランス軍に対抗することは困難である。ましてやイギリスとの友好関係を絶ったインディアンがフランスに接近すれば、イギリ

¹¹ 参照、Lester C. Olson, *Benjamin Franklin's Vision of American Community: A Study in Rhetorical Iconology* (University of South Carolina Press, 2004), Chapter 3.

ス側に勝ち目は無い。北アメリカのイギリス植民地は困難な状況に陥りつつあった。

2 1753年9月、本国の商務院 Board of Trade は、ニューヨーク植民地総督に対し、イロクォイ六部族との関係を立て直すための会合をもつよう指示した。これに応じて1754年6月、ニューヨーク植民地オルバニーで開催されたのがいわゆる「オルバニー会議 The Albany Conference」である。

フランクリンはペンシルヴェニア植民地からの代表団の一人としてオルバニー会議に参加した¹²。代表団はほかにジョン・ベン（領主の甥）、リチャード・ピーターズ、アイザック・ノリスがいた。オルバニーへの途上、フランクリンは上述のアーチボルト・ケネディとジェイムズ・アレグザンダーを訪ねた。フランクリンは二人と植民地連合について相談し、「北部植民地の連合案についての短いヒント（ショート・ヒント） Short Hints towards a Scheme for Uniting the Northern Colonies¹³」を執筆し、それを二人に見せてアドヴァイスを求めた¹⁴。

オルバニー会議は6月19日に始まった。開催地であるニューヨーク、マサチューセッツ、コネティカット、ロードアイランド、メリーランド、そしてペンシルヴェニアの各植民地の代表が一堂に会した（ヴァージニアなどは代表を送らなかつた）。イロクォイ六部族の代表らも招かれ、さっそくインディアンとの関係改善のための話し合いが始まった。しかし結果的には、さほどの進展は見られなかつた。

ところが24日、本国からの要請ではなく植民地側

の発案で、植民地連合について検討する委員会が組織された。フランクリンもペンシルヴェニア代表として委員会に加わった。フランクリンは委員会で改訂した「ショート・ヒント」を配布し、議論はそれをたたき台として進んだ。7月9日、議論の結果を草案にまとめることに決まり、フランクリンが草案の執筆者となった。翌10日、フランクリンは委員会で草案を報告し¹⁵、さらに議論を重ね、同日午後最終草案が満場一致で可決された。それが「オルバニー連合案 The Albany Plan of Union」と呼ばれる。

以上が、「ショート・ヒント」から「オルバニー連合案」に至る提案の背景である。

2-3-2. 「ショート・ヒント」

1 フランクリンが二人の友人に示した「ショート・ヒント」は、フランクリンが簡条書き風にスケッチした一頁強ほどのメモにすぎない。しかしこれこそ、フランクリンの連合案の骨格を示すものである。内容を確認する。

（連合総督）連合総督 a Governor-General は軍人とする。国王によって任命され俸給を受ける。連合会議のあらゆる法律への拒否権をもつ。連合会議の合意を得れば、あらゆる事柄について執行権をもつ。

（連合会議）連合会議 Grand Council の構成員は、小植民地からは一人、大植民地からは二人以上、当該植民地が連合の国庫に払う金額に比例して、それぞれの植民地議会で選ばれる。

（手当）連合会議の議員には手当と旅費が支払われる。

（連合会議の開催地および回数）特別な事情がない限り、毎年（ ）回 [空白である]、輪番制でそれぞれの植民地の中心地で開催される。

（連合の財務）度の強い酒、輸入酒などに課税する。

（連合総督と連合会議の職務と権限）インディアンとの条約、インディアンとの売買、要塞の設置、国境の防衛、新しい植民活動、交易上の船舶の防衛、そのほか植民地の防衛および支援のため、植民を増やし拡大するため、必要とされるあらゆる事柄について、職務と権限をもつ。

（連合形成の方式）連合案がよく検討されたのち、イギリス議会の制定法を得て初めて連合は成立する。

¹² 以下の記述につき、Leo Lemay, *The Life of Benjamin Franklin vol. 3: Soldier, Scientist, and Politician, 1748-1757* (University of Pennsylvania Press, 2009), Chapter 14 を参照。また澤登文治「オルバニー・プランの合衆国憲法体制形成における意義」『南山法学』33巻3・4号、2010年所収、とくに173頁以下。本論文はオルバニー連合案にいたるまでの植民地連合案の背景と内容を詳細かつ明快に整理しており有益である。

¹³ To James Alexander and Cadwallader Colden with Short Hints towards a Scheme for Uniting the Northern Colonies, *PBF5*, pp. 335-339. <http://franklinpapers.org/franklin/framedVolumes.jsp?vol=5&page=335a>
Leo Lemay, *op. cit.*, p. 376 に1頁目が掲載されている。

¹⁴ アレグザンダーは友人コールドンへの手紙でフランクリン案の問題点をいくつか指摘した。フランクリンがこの指摘を知る機会があったかどうかは分からない。Lemay, *op. cit.*, pp. 378-379.

¹⁵ “Albany Congress Committee: Short Hints towards a Scheme for a General Union of the British Colonies on the Continent,” in *PBF5*, pp. 357-364. <http://franklinpapers.org/franklin/framedVolumes.jsp?vol=5&page=357a>

2 以上より、「ショート・ヒンツ」がパーカーへの手紙の内容と非常に似ていることが確認できるだろう。小さな変更としては、連合総督が a general Governor から a Governor General へ、また連合議会が general Council から Grand Council へ¹⁶それぞれ名称変更されていることなどが挙げられるくらいである。

3 しかし見逃せない変更が二つある。一つ目は、連合会議の議員を選出する権限を、各植民地の総督や参事会ではなく、「議会」に与えたことである(かつてのパーカーへの手紙では「すべての植民地からなる連合会議」としか書かれていなかった。だから、変更というより明確化というべきかもしれない)。これは何を意味するのだろうか。

およそ半年後に、フランクリンがマサチューセッツ植民地総督ウィリアム・シャーリーに宛てた手紙が参考になる。シャーリーは連合形成を望んでいたが、しかし連合会議は各植民地の総督と参事会によって選出されるべきだと考えていた¹⁷。この本国のエリート官僚に対し、丁寧な言葉使いで、しかしはっきりと、フランクリンはこう異論を述べる。

「連合会議の議員を選ぶ際に全く関わることができませんと、人々は強烈な不満を表明するのではないかと危惧いたします。ちょうど自分達の代表がいない議会によって課税されることと同じです。

この連合政府は、人々〔の参加〕なしでも、人々が関わっても、いずれにせよ上手に有効に運営されるでしょうが、しかし重い負担が課せられる場合には、その負担をできるだけ負うもの自身の行為に抛らせることが有用であることは、はっきりしております。

決定の方向づけに関わっているとき、また関わって

いると思えるとき、人はより重いものを負うことができるのです。政策が人々にとって辛く嫌気が差すものであるなら、政府という車輪の回りはより重くなってしまいうに違いありません。』¹⁸

フランクリンはここで、彼流の民主政治の一つの原則を、そして彼の政治権力観の一端を披露している。政治権力は、それが対象とする人々の参加によって支えられるべきなのである。その理由は、政治的決定のプロセスに参加することで、人は権力に対してより自発的に従うことができ、より重い負担にも堪えられるようになるからである。つまり、自分が関わって決めたことであれば守るという人間の「自己規律」の能力を信頼することによって¹⁹、権力はより安定的に、またより強くなるのだ²⁰。——政治権力を危険視し制限しようとするのではなく、むしろ強い政治権力を生み出すためにその民主化を求める。ここにフランクリンの権力観のある性格が浮き彫りにされている。

4 二つ目の変更は、連合形成の方式が、自発的連合から、イギリス本国議会の制定法に基づくものへと変わっていることである。この重大な変更についてフランクリンは何も述べていない。ここから何を読み取るべきだろうか。

¹⁸ To William Shirley, December 3, 1754, in *PBF5*, pp. 441-443.
<http://franklinpapers.org/franklin/framedVolumes.jsp?vol=5&page=441a>

¹⁹ ロレイン・スミス・バンゲルは、フランクリン政治思想の特質の一つとして、人々の「道徳的意見」を重視する姿勢を指摘している。Lorraine Smith Pangle, *The Political Philosophy of Benjamin Franklin* (The Johns Hopkins University Press, 2007), pp. 140-148. しかしさらに問いを深めて、どういう人々の「意見」であれば信用できるかと問うこともできる。すると、フランクリンが「自己規律」的な人間への信頼を常に表明し、そのような人間教育を試みたことが注目されるべきであろう。この点につき、とりあえず片山「ベンジャミン・フランクリンにおけるコモン・マンの成立(一)(二)」、『法学』(東北大学)第68巻第6号、2005年、40～109頁、第69巻第1号、2005年、67～135頁。

²⁰ フランクリンは民兵を組織する際に、隊員が指揮官を選任する制度を提案した。その理由は「自身が最も高く評価する者に率いられること以上に、自由民の軍隊に、精神 Spirit と活力 martial Vigour を与える方法はない」からであった。“Form of Association,” in *PBF3*, pp. 205-212, p. 210. 片山「ベンジャミン・フランクリンの軍事アソシエーション」, 931頁。ここには類似的政治観、権力観が示されている。

¹⁶ Grand Council とはイロクォイ六部族連合の中央協議会を指す語でもある。グリンデとジョンセンはこれをもって植民地連合の起源がイロクォイ連合にあることの証拠(の一つ)であると解釈する。Grinde, Jr & Johansen, *op. cit.*, p. 107. 邦訳, 140頁。この解釈は根拠が必ずしも十分ではないが(参照, Samuel B. Payne, Jr., “The Iroquois League, The Articles of Confederation, and the Constitution,” in *William and Mary Quarterly*, 53, 1996, pp. 605-620. 論争の簡潔な整理として, Shannon, *op. cit.*, pp. 103-104, pp. 6-8.), しかしフランクリンがあえてこの語を選んだこと自体は興味深い事実である。

¹⁷ ““A Lover of Britain”: Preface to Three Letters to William Shirley,” in *PBF13*, pp. 118-121.
<http://franklinpapers.org/franklin/framedVolumes.jsp?vol=13&page=118a>. 参照, Lemay, *op. cit.*, pp. 396-402, p. 684.

この変更は、フランクリンが課題の優先順位を定め、より重要な課題の実現のため、より重要でない課題を見直したことを示す。フランクリンの目的は、人々の参加によって支えられる、強い権力をもった連合政府を設立することで、インディアンへの不公正な交易を規制し、全植民地の共同防衛体制を確立することであった。これに比べ、植民地が自発的に連合する方式を採ることは、すでに述べたように、修正しやすさなど便宜上の要請であるにすぎない。いやむしろ、総督と植民地議会との不和が続き、植民地間の対立・疑心暗鬼が蔓延し²¹、共同防衛への意識が高まらず、さらには連合政府を植民地の自由な政治への抑圧として危険視するような見方が少なくないとすれば、三年前には「望ましい」と述べた方式は現状ではむしろ悪手となっており、本国の権力によって連合を設置してもらう方が望ましいとフランクリンは考えたのである。

ただし注意すべきだが、フランクリンは植民地がイギリス本国の命令に常に従属すべきだと考えていたわけではない。この点については、シャーリーへのもう一つの手紙が示唆を与える。先に触れた手紙の翌日、フランクリンは再びシャーリー宛に手紙をしたためる。そこではフランクリンの筆致はさらに辛辣になり、多くの植民地総督らがいかに自分の利益しか考えていないか、そのため正しい判断ができないでいるかを詳しく説明している。逆に、「実際に敵の侵攻に、財産や生命、自由に対する間近な危険を感じている植民地人こそが、遠く離れたイングランド議会よりも、要塞の数や場所などについて、より正しく判断することができます。』²²

フランクリンはここで、負担を担う者こそが正しく判断できるという、彼流の民主政治のもう一つの原則を述べている。そしてそれと関係づけながら、イギリス本国と植民地との政治的關係を示唆しているのである。植民地の政治に関しては、実際に関わり負担を担う植民地人こそが正しい判断を下せる。つまり両者の関係は上下関係、支配服従関係とみなされるべきではなく、それぞれの自治を行う対等なパートナー関係とみなされるべきなのである²³。1754年の時点ですでにフランクリンがこのような認識をもっていたことは注目に値する。

5 まとめよう。フランクリンの狙いは、(1) すべての植民地と植民地人とを包摂し、(2) 民主的基盤に支えられ、(3) イギリス本国と対等な立場に立つ、強い権力を備えた植民地連合を創設することにあつたのである。

2-4. 「オルバニー連合案」

1 「オルバニー連合案²⁴」、正式名は「相互防衛と安全、北アメリカにおけるブリテン入植の拡張のための、マサチューセッツ湾、ニューハンプシャー、コネティカット、ロードアイランド、ニューヨーク、ニュージャージー、ペンシルヴェニア、メリーランド、ヴァージニア、ノースカロライナ、サウスカロライナ植民地からなる連合案」。フランクリンの加わった委員会での慎重な検討を経て作成されたものだが、その骨子は「ショート・ヒンツ」と大きくは変わらない²⁵。繰り返

ン・フランクリン、アメリカ人になる』池田年穂・金井光太郎・肥後本芳男訳（慶応義塾大学出版会、2010年）97頁。

²³ 参照、Shannon, *op. cit.*, pp. 111-113.

²⁴ “The Albany Plan of Union: Plan of a Proposed Union of the Several Colonies of Massachusetts-bay, New Hampshire, Coneticut, Rhode Island, New York, New Jerseys, Pensilvania, Maryland, Virginia, North Carolina, and South Carolina, For their Mutual Defence and Security, and for Extending the British Settlements in North America.,” in *PBF5*, pp. 374-392.

<http://franklinpapers.org/franklin/framedVolumes.jsp?vol=5&page=374a>

²⁵ 委員会におけるトマス・ハッチンソンの貢献を重く見る見解もある。例えば Lawrence Henry Gipson, “The Drafting of the Albany Plan of Union: A Problem in Semantics,” in *Pennsylvania History* vol. 26, no. 4, 1959, pp. 291-316. Bernard Bailyn, *The Ordeal of Thomas Hutchinson* (The Belknap Press of Harvard University Press, 1976). しかし本文でみるように、骨子はフランクリンの案とい

²¹ オルバニー会議参加の一月前、フランクリンは友人から「植民地間の利益に関する妬み」が連合を困難にしているという手紙を受け取っている。From William Clarke, May 6. 1754, in *PBF5*, pp. 269-272.

<http://franklinpapers.org/franklin/framedVolumes.jsp?vol=5&page=269b>. 参照、Shannon, *op. cit.*, pp. 111-112.

²² To William Shirley, December 4. 1754, in *PBF5*, pp. 443-447.

<http://franklinpapers.org/franklin/framedVolumes.jsp?vol=5&page=443a> なおゴードン・ウッドは、この手紙が総督に宛てたものにしては厳しすぎる調子を帯びていることから、これらの手紙は実際には投函されていない可能性、さらには（フランクリン自筆の手稿が残っていないので）書かれてもいない可能性を指摘している。Gordon S. Wood, *The Americanization of Benjamin Franklin* (The Penguin Press, 2004), pp. 77-78. 邦訳『ベンジャミ

しになるので、注目すべきポイントをごく簡潔に眺めるととどめたい。

2 植民地すべてを包含する連合政府 General Government を組織する。ただし植民地はその下で現行の憲法体制を維持する。

連合政府は連合総督 President General と連合会議 Grand Council によって運営される。連合会議の議員 Members は植民地議会で選出される。その改選は三年ごととする。すでに議員数が規定されている初回の改選を除き、議員数は、各植民地が連合政府の財政のために負担する割合に応じて決定される。

連合会議は年一回以上開催される。議員には手当が支給される。

連合会議の法律にはすべて連合総督の同意を必要とする。連合総督は法律を執行する。

連合政府はインディアンとの条約、講和及び宣戦を行い、インディアンとの交易の規制を行い、新規に土地をインディアンから購入し、移住者に払い下げて新植民地を設立する。

すべての植民地を防衛するため、兵士を集め、要塞を建設し、沿岸を防衛するため武装船を用意する。ただし人員の強制徴収はその植民地議会の同意がなければできない。これらの目的を実現するため、連合政府は立法、課税の権限をもつ。連合政府は連合財務官を任命する。連合政府の会計は年ごとに決算される。

連合政府が制定した法律はイギリス法に適合してはならず、枢密院から速やかに承認を得なければならぬ。

武官はすべて連合総督に任命され、この一般憲法 this General Constitution の下に行動する。文官はすべて連合会議に任命される。ただし、各植民地は軍事を含む現行の制度を維持し、緊急事態においては自己防衛することもできる。

3 「ショート・ヒンツ」から「オルバニー連合案」への改訂作業においては、どのような変更が加えられたか。名称の変更 (Governor General から President General へ、など) を除けば、まず、「連合政府」という語がはっきりと登場し、それが全植民地を包含することが明記されている点が注目される。

しかしその反面、各植民地の政治体制が今までどおり維持されることが強調されている (現行体制の維持が明記され、また緊急時には独自防衛が可能であることが明記されている)。また連合総督の権限はやや弱

められ、連合会議による抑制が重視されている (連合会議の立法への「拒否権」が消え、連合会議による合意が求められる箇所が増えている)。これらは植民地議会在が本案を呑み込みやすくするための配慮と考えられる。

またイギリス本国の関与がさらに強化されている (連合政府の法律すべてについて、枢密院による承認の必要性が明記されている)。これは本国が承認を与えやすくするための配慮と考えられる。

以上を踏まえるなら、「オルバニー連合案」は「フランクリンの『ショート・ヒンツ』を内容的な土台にしつつ、内なる植民地に対しても、さらに外なるイギリス本国に対しても、受け入れられやすいものとするために、細心の注意を払って、植民地自治と本国議会の至高性を毀損せず保持するための規定を盛り込んで完成したのであった²⁶」という澤登のまとめは的確であるといえよう。「オルバニー連合案」とは、いわば、委員会での議論によって糖衣をまぶされた「ショート・ヒンツ」である、といいうるのではないだろうか。そこにはフランクリンの狙いはすべてきちんと含まれている。

2-5. 「オルバニー連合案の理由と動機」

1 オルバニー会議が閉会してペンシルヴェイニアに戻ったフランクリンは、すぐに「オルバニー連合案の理由と動機²⁷」を執筆し、連合案の承認を植民地人たち (とくに各植民地議会) に向けて広く訴えた。これはフランクリン自身による連合案の逐条解説であり、煩を厭わずポイントをまとめておく。

(連合の必要性) 植民地の政治は不和と喧嘩に満ちている。植民地議会はしばしば総督や参事会と争い、ある植民地は他の植民地の様子見に忙しく、自分たちの負担が重くなることばかり危惧している。諸植民地は連合できず、だからこそ弱く、フランスに個別に攻撃され、酷い損害を受けているのである。生き残るには植民地の連合が絶対に必要なのだ。

(連合の方式) 共同防衛といっても、すべての植民地の直面する危険性が同じ程度であるわけではないから、妬みや不満、不和が生じ、連合から身を引こうとする者も出てくる。これを避けるには、本国の議会議

てよい。

²⁶ 澤登、前掲論文、193頁。

²⁷ "Reasons and Motives for the Albany Plan of Union," in *PBF5*, pp. 397-417. <http://franklinpapers.org/franklin/framedVolumes.jsp?vol=5&page=397a>

によって連合が定められることが必要だ。

(連合の特質) シンプルで、人々にもっとも受け入れられ、国王陛下と大英帝国の利益を最大化するようなプランを我々は提案する。

(部分的連合への批判) 会議でいくつかの植民地代表は、全植民地の連合でなく、課題を共有するいくつかの植民地の連合を推奨したが、それは誤りだ。小さな連合は全体連合よりも弱く危険だし、インディアンとの交易をきちんと規制するには全体連合でなければならない。全植民地が一つになってこそ全体の情報が入手でき、全体の善 *the good of the whole* を促進することができる。

(連合総督・連合会議) 連合総督が王によって任命され俸給を受けるようにしたのは、俸給をめぐって総督が連合会議と揉めることを防ぐためである。連合会議の議員が植民地議会によって選出されるようにしたのは、この新たな連合政府に人々がそれぞれの持分で参加できるようにするために *to give the people a share* であり、これは王が連合総督の任命を通じて連合政府に参加するのと同じことである。なお連合会議の議員を(植民地議会でなく)植民地総督と参事会に選出させるべきとの異論もあったが、権力の配分を慎重に考慮すると、現行案がもっとも優れている。

連合会議の議員の割合はその選出母体である植民地の発展や人口増によって変えていく。これを固定化した際に生じうる植民地間の紛争や不満を抑えることができる。

連合総督にすべての法律への合意権を与えたのは、(連合総督を任命する)王もまた連合政府に相応しい持分をもって関われるようにするためである。

(インディアンとの関係) インディアンと講和し宣戦するのはこれまで各植民地の権限であったが、それを連合政府の下にまとめることで、植民地がばらばらに戦争したり和解したりという危険な状態を取り除くことができ、全体の善が与えられるようになる。

インディアンとの交易のなかでインディアンを酔わせたり騙したりする悪質な商人がいるが、植民地によっては交易の利益を得るためこのような商人たちを規制しようとしめない場合がある。適切な規制こそ全体にとっての善であり、ゆえに連合政府の一般的な決定の下に置かれるべきである。

(共同防衛) 防衛の準備に協力せずただ乗りしようという植民地もあるが、こういう不正な振る舞いが全体を弱くする。要塞は全体にとって必要なのだから、全体でつくるべきである。

(連合政府の権力と植民地) 連合政府の権力は特定の課題解決のためだけに限定されており、植民地の権力を脅かすものではない。

(本国への法律案の送付) 連合の法律案はすべて本国に送られ承認を得るが、それは大英帝国の全体との関係を良好に保つためである。

2 この文書に明瞭に現れているフランクリンの主張を、こう整理することができるであろう。

上述した(1)すべての植民地と植民地人とを包摂し、(2) 民主的基盤に支えられ、(3) イギリス本国と対等な立場に立つ、強い権力を備えた植民地連合をつくろう。それによって、北アメリカ植民地の混沌とした権力状況(植民地内部の諸政治権力の不和・紛争、そして植民地間の協力・統制のなさ)を合理化し、秩序だったものにしよう。それこそが、われわれ北アメリカのイギリス植民地を強くする方法なのだ。そしてまたそれこそが、「全体の善」をなすことになのだ。——これである。

3 連合案はすべての植民地議会に送られ(すべてではなくとも)多くの植民地の承認を得る必要があった。そのうち本国へと送付され、本国議会で正式な承認を得ることになっていた。フランクリンの訴えは奏功するであろうか。いや、初めから頓挫する。

3. 植民地連合案の失敗

3-1. 「オルバニー連合案」の否定

1 オルバニー会議から半年ほど経つと、例外なくすべての植民地が「オルバニー連合案」を拒否することが明らかとなってきた。拒否の理由をごく単純化して分類するなら、以下のようになるだろう²⁸。

(1) 上位権力となる連合政府が、伝統的に認められてきた植民地の政治的権利(課税権など)を奪い取ることへの懸念(コネティカット、ニュージャージー、マサチューセッツ、メリーランド、ロードアイランド、ニューヨーク、ヴァージニアなど)。

(2) 植民地政府が必ずしも規制していない諸活動(とくにインディアンとの交易、西部の土地への投機など)が規制されることへの嫌悪(マサチューセッツ、ニューヨーク、ヴァージニアなど)。

(3) 連合政府の強大な権力がイギリス国王大権を侵害することへのおそれ(コネティカット、ペンシルヴェ

²⁸ 澤登, 前掲論文, 193頁以下。また Robert C. Newbold, *The Albany Congress and Plan of Union of 1754* (Vantage Press, 1955), pp. 137-170.

イニア²⁹、メリーランドなど）。

(4) 負担のアンバランスへの懸念（マサチューセッツなど）。

(5) フランスやインディアンとの脅威に対する危機感の薄さ（ロードアイランドなど）。

興味深いことに、ここには植民地政府の自治・自律にこだわり、上位権力による規制を嫌う姿勢（(1) (2)）と、最上位権力たるイギリス王権の絶対性を尊重する姿勢（(3)）が並存している。これは混乱であろうか。むしろ、オモテとウラの使い分けというのが実態に即しているだろう。国王大権の尊重という理由はオモテであるが、実際には海を隔て遠く離れた本国の国王大権の実効性は薄く（いわゆる「有益なる怠慢」）、各植民地はそれぞれ自治的・自律的に政治を行う余地が大きかった。この自治を保持したいという願望がウラである。このような願望をもつ植民地の人々からみれば、たとえ防衛のためとはいえ、実効的な上位権力を打ち立てることは危険で有害な行為でしかなかった。

2 各植民地が次々に案を否決・拒否していくのを、フランクリンは怒りと失望を感じながら眺めていた³⁰。しかし、植民地の人々（とくに議会）が連合に否定的であることは「ショート・ヒンツ」を執筆したときから懸念していたことでもあり、ある程度まで覚悟はできていたであろう。フランクリンが期待したのは、むしろイギリス本国の強制力による連合形成であった³¹。ところが、イギリス本国もまたオルバニー案を承認しなかった。ウッ드의整理によれば、イギリス本国の政治家たちは「アメリカ植民地が豊かになり強くなる」ことを懸念した。庶民院議長は「北米植民地をお互いにもあまりにも緊密に結びつけることから懸念される悪しき成り行き」つまり「我が国からの独立」について警告したという³²。本国に送付されたオルバニー連合案は枢密院でも議会でも審議されることはな

かったのである。

こうしてイギリス本国は、植民地の協力も団結もない、錯綜し混乱した権力状況のなかでフランスと軍事的に対峙することを強いられる。そしてフランクリン自身が『自伝』で語っているように、一度は無残な敗北を喫することになる³³。

3-2. 奇妙な回顧

1 のちの『自伝』のなかで、フランクリンは「オルバニー連合案」の失敗について興味深い回顧をしている。

「この連合案は数奇な運命をたどることになった。まずすべての植民地議会では、この案が国王の特権を認めすぎている *too much Prerogative* として採択することを拒否し、また、イギリスではあまりにも民主的すぎる *too much of the Democratic* とみなされたのである。……私の案が採択されていたら、イギリス、植民地双方にとって幸運だったのではないかといまお私は考えている。」³⁴

本稿の行論から、この回顧は必ずしも正確ではないことは明らかである。まず植民地側は、連合案が国王の特権を認めすぎていることを嫌ったのではなく（むしろ国王大権の保持が、口実の可能性は大きいものの、連合案を拒否する理由とさえされている）、強い政治権力を忌避したのであった。またイギリス本国は、民主的すぎることも懸念材料の一つではありえたが、それ以上に十三植民地全体の強大化を忌避したのであった³⁵。こうしてみると、フランクリンがもっとも訴えたかった点、つまり「強力な政治権力の設立」による権力状況の「合理化」という狙いこそが、連合案が拒絶された最大の原因だったと言わざるを得ない。フランクリンと、多くの植民地人そして本国政府との対立

²⁹ オルバニー会議のペンシルヴェイニア代表の一人モリスは私信で同様の危惧を表明している。Lemay, *op. cit.*, p. 391.

³⁰ To Cadwallader Colden, August 30. 1754, in *PBF5*, pp. 426-429. <http://franklinpapers.org/franklin/framedVolumes.jsp?vol=5&page=426a>

³¹ To Peter Collinson, December 29. 1754, in *PBF5*, pp. 453-455. <http://franklinpapers.org/franklin/framedVolumes.jsp?vol=5&page=453a>

³² Wood, *op. cit.*, pp. 76-77. 邦訳, 96 頁。Shannon, *op. cit.*, pp. 208-212.

³³ 本国から派遣されたブラドック將軍と正規兵二個連隊は、植民地から統制のとれた協力を得られないことなどの原因から、1755年7月、フランスとインディアン連合軍に敗北する。“The Autobiography,” in J.A. Leo Lemay ed., *Benjamin Franklin, Writings* (The Library of America, 1987), pp. 1305-1469, pp. 1434-1444. 邦訳『フランクリン自伝』渡邊利雄訳（中公クラシックス、2004年）、296～314頁。

³⁴ “The Autobiography,” pp. 1430-1431. 邦訳, 288～289頁。ごく一部邦訳を修正した。

³⁵ フランクリンは植民地全体の強大化に対するイギリス本国の懸念を察知していた。“The Autobiography,” pp. 1434. 邦訳, 296頁。

の根はフランクリン自身の回顧以上に深かった。そしてこの対立は、のちの合衆国憲法制定会議、憲法批准論争における対立のいわば雛形であるといえる面をもつのである。

4. お わ り に

1 「私はあなたと同じく、〔アメリカ全体の〕憲法 Constitution が制定され、定着していればどんなによかったか、と心から思うのです。我々〔アメリカ人〕が何者であり、何をもち、どんな権利と義務があるのか、この国〔イギリス〕に判断されるだけでなく、我々自身が判断し理解することができたでしょう。憲法ができるまでは、人々のばらばらな感情 Sentiments が、絶えず相互の誤解を引き起こし続けるでしょう。」

これはペンシルヴェイニアにおける若い友人であ

り、ペンシルヴェイニア政治での共闘者であり政敵でもあったジョセフ・ギャロウェイに宛てたフランクリンの手紙の一節である³⁶。時は1774年2月、ボストン茶会事件の三ヶ月後、そしてフランクリンがイギリス枢密院で厳しい審問を受けて一月足らず、アメリカ植民地とイギリス本国との関係が急速に悪化していく時期であった。

フランクリンが「憲法がもしあったなら」というとき、「オルバニー連合案」を想起していたであろう。フランクリンの連合案は潰えた。しかし、全植民地を包摂し、民主的基盤をもち、イギリス本国に従属しない連合をつくるという課題は死なない。フランクリンが「オルバニー連合案」に込めた理想は、のちの連合規約、そして合衆国憲法の制定へと、ゆるやかにつながっていくのである。

³⁶ To Joseph Galloway, February 18, 1774, *PBF21*, pp. 108-110, p. 110.
<http://franklinpapers.org/franklin/framedVolumes.jsp?vol=21&page=108a>